

今後の外国人受け入れの方向性と課題 「外国人受入れ・秩序ある共生のための 総合的対応策」の読み方

2025年7月の参議院議員選挙および2026年2月の衆議院議員選挙では、これまでになく外国人受入れについての政策が主要な争点として取り上げられることとなった。特に昨年7月の参院選では外国人政策にクローズドな政策を訴えた政党が大幅に数を伸ばした。この結果を受け与党自民党も、昨年11月末より外国人政策本部でテーマごとのプロジェクトチームを立ち上げ、猛スピードで検討を重ね、年が明けた1月20日、政府に向けた提言を取りまとめた。そして政府はその内容を丸呑みする形で、1月23日には「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」²から表記「総合的対応策」が発表された。

実は、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」は2018年7月より開始されており、特定技能制度創設に向けた検討や、共生社会実現に向けたロードマップ、受入れ環境の整備などが議論立案され、それまではオープンな方向での政策が中心であった。今回発表された総合的対応策では「秩序ある共生」とすることで、外国人に対する管理・規制を強化する方向で政策が目立つ内容となっている。この間の政策転換の動きを見定めるため、移民政策・多文化共生の専門家である明治大学の山脇啓造先生にその評価と問題点、さらには昨今の外国人問題、移民問題についてのお話を伺った。

また、さらに理解を深めるため、第2部として昨年12月に開催された政治社会学会移民難民研究部会主催のシンポジウム「国際的な移民排斥の時代における日本の外国人政策」にて山脇先生が発表した原稿を掲載³。第3部として「総合的対応策」が今後留学生に影響を与えるであろう部分について、編集部より解説を加えた。

1 外国人制度の適正化等に関するPT(座長・笹川博義衆院議員)、安全保障と土地法制に関するPT(座長・北村経夫参院議員)、出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れに関するPT(座長・山下貴司衆院議員)

2 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>

3 一般財団法人自治体国際化協会「多文化共生ポータルサイト コラム」より転載

1部 多文化共生における「秩序ある共生」とは
明治大学国際日本学部 山脇啓造先生インタビュー

2部 「国際的な移民排斥の時代における日本の外国人政策」山脇啓造先生
一般財団法人自治体国際化協会「多文化共生ポータルサイト コラム」より転載
政治社会学会(ASPOS)移民難民研究部会主催シンポジウム発表原稿

3部 「外国人受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」と外国人留学生への影響

第1部

明治大学国際日本学部教授 山脇啓造先生に聞く

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための
総合的対応策」の読み方

—— 山脇先生は移民政策・多文化共生をご専門とされ、これまで省庁や地方自治体などで専門委員をなさったり、提言を出されたりしていらっしゃると思いますが、具体的にはどのような役割を担ってこられたのでしょうか。

私は2000年頃から、日本における外国人の受入れと地域社会のあり方について研究と政策提言を行ってきました。総務省、外務省、文部科学省、出入国在留管理庁（入管庁）や東京都や愛知県、群馬県など自治体の審議会委員として、外国人住民施策の指針や計画づくりに関わってきました。その際、多文化共生の視点を大切にしてきました。おそらく、研究者の中で最も多くの自治体の施策づくりにかかわってきたのではないかと思います。

—— 担当省庁ごと、地方ごとで何か特徴的なことというのはありますか。また、ここ数年の間で議論の内容や方向性が変わってくる、ということはあったのでしょうか。

もちろん省庁ごとに視点は異なります。例えば、入管庁は在留管理を中心に考えますが、文部科学省は学校教育、総務省は自治体支援という観点になります。地方自治体の間でも、日系

ブラジル人が多かったり、アジア系技能実習生が多かったり、留学生が多かったりといった違いがあり、取り組みも異なってきます。ここ数年の変化として顕著なのは、外国人住民の急増です。特に2022年以降、コロナ禍からの回復とともに人数が急増し、一方で、全国的に人手不足が広がり、大半の自治体にとって、もはや外国人住民に関わる課題を無視することはできなくなったと思います。

—— さて、昨年（2025年）7月の参議院選挙以降、一気に外国人問題が大きな社会的テーマとして取り上げられるようになりました。その前まで政府では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」ということで、日本の少子高齢化、労働力不足に対しどのように外国人を受け入れていくか、政策的には前向きな検討がなされていたと思います。それが「秩序ある共生」という言葉におきかえられることで、一気にネガティブな方向へと、つまり180度逆側

に振れたように見えます。なぜ、このような状況の変化がおこったのか、その原因はどこにあるとお考えでしょうか。（「総合的対応策」が「国民の安全・安心を守るための取り組みの概要」として一覧表にされているのも気になります。）

「180度の転換」と言われることもあります。私は必ずしもそうは見えていません。日本の外国人政策は、2010年代以降、二重構造を抱えてきました。一方で「移民政策はとらない」と言いながら、他方で労働力不足に対応するため外国人材の活用を進めるといふ、言説と現実のギャップが続いています。外国人を住民として社会に迎える統合政策を整えないまま受入れが進んだ結果、地域で摩擦や不安が生じ、政府への不信感が高まる中、「秩序」という言葉を前面に押し出すことになったと考えます。受入れ政策が先行し、統合政策が後追いになってきたことが、今回の「秩序」強調の背景にあります。つまり、方向転換というよりも、これまで潜在していた課題が表面化したという理解の方が適切でしょう。

——先生は日本政府が定義する「移民政策」と国際的に用いられる「移民政策」は意味合いがちがうと指摘されています。この点について少し詳しくお話しいただけますか。

日本政府は、「一定規模の外国人とその家族を期限なく受け入れ、国家の維持を図る政策」を「移民政策」と定義し、その採用を否定しています。しかし、国際的には、移民政策は外国人の入国、滞在、統合などを含む包括的な政策領域として整理されています。いわば、移民の受け入れを推進する政策も、抑制する政策も移民政策になります。国際的な観点から

見れば、日本にもすでに移民政策は存在します。この概念のずれが、日本の議論を分かりにくくしている要因の一つです。

また、国際社会では、一定期間、出生国とは異なる国に滞在している人を migrant と呼ぶため、この定義をもとに、政府が移民政策を否定しても、日本はすでに「移民」を受け入れているという主張も SNS でよくみかけます。ただ、英語には immigrant という用語もあり、migrant を「移民」と訳してよいかどうかという問題もあります。

——日本では、政府が移民政策を否定していることもあり、「移民」という言葉自体がタブー視されたり、ネガティブな意味合いをもって使われる場合が多いですね。特に SNS ではその傾向が強いのと思います。

そうですね。ただ、重要なのは呼称そのものよりも、そうした人々をどのような権利と責任を伴う存在として位置づけるのかという制度設計だと思っています。

——先月2026年1月23日、「秩序」=規制を強化する方向で、かなり個別的な施策に踏み



講義中の山脇先生



学生達と

込んだ「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が示されました。それぞれの施策をみていくとこれから調査を開始するというものや、すでに施策を実施に移したものなどいろいろありますが、全体的にみて先生はどのようにこれを評価しますか。

今回の対応策は、二つの側面を持っています。第一に、「秩序」や「規制」を強調し、在留カードとマイナンバーカードの一体化など、管理を強化する方向性。税・保険・年金の履行状況と在留管理を結びつける仕組みは、制度の適切な運用を図るという観点から一定の合理性があると言えるでしょう。第二に、日本語教育の充実や自治体支援の拡充といった共生社会に向けた施策。問題は、これらが一つの包括的な社会統合ビジョンの下に位置づけられているかどうかです。管理と支援が並列されているだけでは、長期的な社会の安定にはつながりません。本来の「秩序」とは監視の強化ではなく、制度の予測可能性と公平性を確立することだと私は考えます。

—— 気になるのは「外国人雇用状況届出制度」でこれは今もすでに行われているのですが「雇用主が在留カード読み取りアプリを使

用して確認を厳格化する」というのも盛り込まれています。先生はどのように評価されるでしょうか。

在留管理の厳格化は、不法就労防止の観点からは理解できます。しかし、過度に監視的な仕組みになると、外国人を「管理対象」として扱う印象を強め、外国人を危険視するステレオタイプにつながりかねません。特に留学生の場合、学業・在留・アルバイトが複雑に絡みます。教育的配慮とのバランスが重要でしょう。

—— 今回の「総合的対応策」で不足している部分、さらに加えなければならない部分はあるでしょうか。

最大の問題は、全体を貫く法的枠組みです。現在の施策は個別政策の集合体であり、「どのような社会を目指すのか」という理念が明確ではありません。また、社会統合や社会的結束をどのように制度化するのかという視点が十分に示されていません。私は、外国人住民を社会の構成員として位置づけ、共生社会を目指す包括的な基本法の制定を提唱しています。自治体が多文化共生を進める法的根拠と財政支援が必要です。また、国の司令塔機能の明確化、国と自治体の役割分担の整理、日本語と日本の制度などを学ぶ社会包摂プログラムの制度化も重要です。「規制」か「共生」かという対立ではなく、両者を統合した持続可能な社会設計の問題として議論することが重要です。

—— 本日は貴重なお話をうかがい、ありがとうございました。

第2部

一般財団法人自治体国際化協会「多文化共生ポータルサイト コラム」より転載

第58回 否定される移民政策と外国人材の受入れ拡大
～言説と現実の乖離が生む国民の不信と自治体の疲弊～

山脇 啓造

本日は、日本の外国人政策をめぐる二重構造について報告します。結論を先に述べると、日本では長年、移民政策を否定する言説が維持されてきた一方で、外国人の受入れと定住は着実に進行してきました。この言説と現実の乖離が、近年、政府に対する国民の不信と自治体の疲弊を生み出しており、現在、この構造自体が揺らぎ始めているというのが私の問題提起です。

移民政策の否定と新移民政策

安倍首相は2014年4月に開かれた経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議において、外国人材の積極的な活用を進める一方で、「移民政策と誤解されないように配慮」として発言しました¹。ここで重要なのは、外国人材の活用を進めるという方針と同時に、それが移民政策ではないという説明が繰り返されるようになった点です。この段階では、移民政策とは何かという明確な定義は示されていませんが、国民の反発や不安を回避するための政治的言説として、移民政策否定が次第に定着していきました。

転機となったのが2018年6月です。安倍首相は国会の国家基本政策委員会合同審査会にお

いて、移民政策を「国民の人口に比して一定程度のスケールの外国人及びその家族を、期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策」と定義しました²。ここでは、一定規模であること、家族を含むこと、期限を設けない、すなわち永住を前提とすること、そして国家維持を目的とすることという、非常に限定的な条件が示されています。この定義によって、日本は移民政策をとっていないという主張が、単なる政治的説明ではなく、定義を伴ったものとして確立されました。その後の政権においても、この定義が修正されることはなく、移民政策否定の立場は踏襲されています。

しかし、国際的に共有されている移民政策の理解は、これとは大きく異なります。国際的には、移民政策とは、永住か一時滞在かを問わず、外国人の入国、滞在、そして統合を管理する政策を指します。この国際的定義から見ると、日本が2018年12月の入管法改定で打ち出した特定技能制度、すなわち、第1号は単身の外国人労働者を期限付きで受け入れ、第2号になると家族帯同を認め、定住も可能となる政策も移民政策と言えます。ここに、後に顕在化する二重構造の基盤があります。なお、ここで私が用いている「新移民政策」という表現は、日本政府

自身の公式用語ではなく、2018年の政策転換を踏まえて、「新移民政策」と呼んでいます。

と自治体の疲弊が同時に進行しています。

二重構造の顕在化と国民の不信

自治体の役割と限界

日本では、言説のレベルでは移民政策を否定し続けながら、政策の実態としては外国人材の受入れを拡大してきました。2018年以降、特定技能制度が創設され、外国人労働者の受入れは明確に拡大します。同時に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」などを通じて、共生政策も進められてきました。つまり、日本の外国人政策は、移民政策を否定しつつ、外国人を受け入れ、共生社会づくりを進めるといふ、内在的に矛盾を抱えた構造を持つようになったのです。これを私は「二重構造」と呼んでいます。

自治体は近年になって突然、外国人住民への対応を始めたわけではありません。1990年代以降、東海地方や北関東を中心に外国人労働者の定住が進み、教育、医療、住宅、防災といった分野で、住民としての外国人への対応が不可避となりました。こうした経験を背景に、2001年には外国人集住都市会議が設立され、2004年には多文化共生推進協議会が発足します。自治体レベルでは、国の明確な方針がない中で、試行錯誤を重ねながら共生施策が積み上げられてきました。その中で、「多文化共生」が政策用語として定着しました。

この二重構造は、コロナ後に急速に顕在化しました。外国人労働者の受入れが再開・拡大され、外国人住民は3年間で約100万人も増加しました。外国人材として受け入れられた人びとが、地域に暮らす外国人住民となり、生活者としての課題が顕在化しています。その結果、治安、社会保障、教育などをめぐる不安が急速に広がり、政府に対する国民の不信も強まっています。しかし、政府が移民政策を否定しているため、批判の声は制度や政策の改善につながらず、「大量移民」や「外国人優遇」といった感情的な言説として噴出します。そして、不満や不安の矛先は、必ずしも国に向かうのではなく、日常的に外国人住民をサポートする自治体に向けられています。その結果、対応に追われる自治体職員はどんどん疲弊していきます。ここで生じているのは、言説と現実の乖離が国民の不信を生む中で、自治体にその対応が委ねられるという構造です。その結果、世論の分断

日本における「多文化共生」の取り組みの特徴は、1995年の阪神・淡路大震災を契機とする外国人支援の経験、2006年の総務省による多文化共生プラン、さらには2009年以降の欧州評議会のインターカルチュラル・シティ・プログラム（ICC）との政策交流を通じて、日本の自治体は独自の共生モデルを発展させてきました³。日本を代表する多文化共生の先進自治体である浜松市と静岡県はいずれもICCに加盟しました。

今では、多文化共生は単なる共存ではなく、相互の交流や関係性、すなわちインターアクション（interaction）を重視している点を特徴と呼べるかもしれません。私は多文化共生政策を、自治体主導で進められてきた日本型の統合政策、すなわちボトムアップ型の統合政策と位置づけています。

しかし現在、この二重構造は大きな負荷を受けています。自治体はこれまで、明確な法的根拠も十分な財政的裏付けもないまま、地域の多

文化共生を担ってきました。移民政策を否定したまま、外国人の受入れと定住化が進み、その対応が自治体に委ねられるという構造は、もはや安定的とは言えません。これまでは、自治体の努力によってかろうじて支えられてきましたが、受入れ規模の拡大と世論の分断の中で、限界が見え始めています。

今後の課題

第一に、外国人材受入れに関する国民的合意が不可欠です。そのためには、外国人材受入れのメリットとデメリットをめぐるデータを整備し、どの分野で、どの程度受け入れるのかを明確に示した上で、冷静な議論の土台をつくる必要があります。

第二に、共生政策、すなわち統合政策の制度化です。法制度、行政組織、国と自治体の役割分担、さらには企業の責務を明確にし、共生社会づくりを個々の自治体の努力に委ねる構造から脱却することが求められます。昨日の新聞報道にあったように、日本語と日本の文化や生活習慣などを学ぶ「社会包摂プログラム」も必要だと思えます。

結語

日本政府はこれからも移民政策の否定を続けたいほうがよいでしょうか。2010年代には政治的コストを下げるために有効だったかもしれませんが、言説と現実の乖離が国民の不信を生むとともに、その対応を委ねられた自治体が疲弊する構造は、あまりに社会的コストが高いのではないのでしょうか。

問題は移民政策をとるか否かではありません。問われているのは、どのような移民政策をとり、それをどのように社会に発信するのかという点です。どのような移民政策とは、どの分野でどのぐらいの外国人材を受入れ、一時滞在型と定住・永住型の受入れの最善の組み合わせは何かを探り、社会統合のための制度をどのように設計するかということ指します。そして、どのように社会に発信するのかというのは、なぜ外国人材を受け入れるのか、どのような人をどの程度、どの期間受け入れるのか、家族帯同や定住をどう位置づけるのか、こうした点を正面から国民に説明することではないでしょうか。

1. 第2回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議議事録（2014年4月4日）
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/index.html#tab0319>
2. 第196回国会国家基本政策委員会合同審査会（2018年6月27日）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/008819620180627002.htm
3. 2009年以来の日本の自治体とインターカルチュラル・シティプログラムに加盟する欧州や韓国、豪州の自治体の政策交流については、国際交流基金の関連サイト参照。
<https://www.jpj.go.jp/j/project/intel/exchange/organize/intercultural/>

（本稿は、政治社会学会移民難民部会が主催した国際シンポジウム「国際的な移民排斥の時代における日本の外国人政策—「秩序ある共生」はいかにして可能か—」（2025年12月20日、東洋英和女学院大学大学院）における報告原稿である。）

第3部

「外国人受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」と 外国人留学生への影響

公益財団法人アジア学生文化協会 理事長 白石勝己

1) 「外国人受入れ・秩序ある共生のための 総合的対応策」について

2026年1月23日、関係閣僚会議が「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（以下、総合的対応策）を発表した。約100ページに及ぶ内容の構成は以下のとおりである。

- I 基本的な考え方
- II 国民の安全・安心のための取組（4P～54P）
 - 1 既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組
 - 1-1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて
 - 1-2 外国人制度の適正化等について
 - 2 土地取得等ルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組
- III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組（57P～98P）
 - 1 日本語教育の充実
 - 2 受入環境整備
 - 3 情報発信・外国人向け相談体制の強化
 - 4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「I 基本的な考え方」では、「一部の外国人による法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要」があるとして、「日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組」を行うとしている。

つまり、外国人が増え、国民が（なんとなく）不安や不公平感を感じているため、事実・実態を把握して厳正に対処していこうという趣旨に読める。遅ればせながら、外国人住民の増加に対応して十分ではなかった社会制度を整えていこうとする方向性自体は評価できるとしても、「国民が感じている不安や不公平感」という印象が、議論や政策を先行させているようにも思えてならない。

その一方、第III章以降では「外国人が日本社会に円滑に適応するための取組」として、来日前や来日後の日本語教育、日本語教師養成、相談対応、情報発信の整備なども40ページにわたって取り上げられている。総合的対応策という名称のとおり、規制・管理強化一辺倒ではない点は理解されなければならないだろう。

2) 「総合的対応策」が留学生へ及ぼす影響

今回の「総合的対応策」では、入国・在留管理の厳格化や外国人制度の見直しが取り上げられており、これらは外国人留学生にとっても、国内に在住する外国人として密接に関係する部分が多い。そこで、本稿では外国人留学生とも関係する主な項目を取り上げていくこととしたい。

① 電子渡航認証制度 (JESTA) 導入 (2028年度中)【II-第1-1-(1)】

すでに多くの国で導入されている入国前の電子渡航認証システムの導入である。米国の ESTA (Electronic System for Travel Authorization)、韓国の K-ETA、英国の ETA、タイ・マレーシア・シンガポールなどでも、入国前にオンライン申請するシステムが稼働している。「総合的対応策」では2028年までに前倒して導入しているが、日本はむしろ遅れているとも言えるかもしれない。

② 在留管理 DX の推進等【同上】

関係機関が入管庁に対し、国民健康保険料・国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者資格情報等を提供する。逆に入管庁は関係機関に対して国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供し、デジタル化による情報一元管理を推進する。これにより、国民健康保険料や国民年金保険料、税金の未納がある場合には在留資格更新ができないなどの影響が生じる可能性がある。そういう意味では、日本語学校や大学等での生活オリエンテーションにおいて、国民健康保険や国民年金制度のより詳しい説明が必須となるだろう。

③ 在留カード等とマイナンバーカードの 原則一体化【II-第1-1-(2)】

在留カード等とマイナンバーカードを一体化した「特定在留カード」を導入する方向で計画が進められている。②のDX推進と合わせて、いずれはすべての中長期在留外国人が特定在留カードの下で管理される体制となることが想定される。

④ 在留資格「留学」に係る適正化【同上】

特に、週28時間を超えるアルバイトを行う資格外活動違反が問題とされ、外国人雇用状況届出を利用し、教育機関と連携した実態把握・指導を行うとしている。現在でもアルバイト時間の超過等により「留学」の在留資格更新が不許可となることがあり、また日本語学校の優良認定にも加味されているとされる。今後は大学等における在留管理の適否判断にも広げられることが想定される。

⑤ 外国人雇用状況届出制度の運用改善 【II-第1-1-(3)】

就労外国人全般に関わる制度であるが、留学生については②のDX推進および④のアルバイト管理と関連し、アルバイト先の事業主は在留カード等読取アプリケーションを用いて状況確認を行うよう、制度運用を厳格化する方向が示されている。いずれ教育機関の現場でも在留カード読取アプリケーションの導入が必要とされる可能性がある。

⑥ 秩序ある共生社会の実現に向けた 受入環境整備【II-第1-1-(4)】

入国前及び在留外国人を対象に、日本のルールや制度等を説明する双方向型の対話型オリエ

ンテーションを国主導で実施。さらに、在留外国人（帯同家族を含む）が、日本語や制度・ルール等を学習するプログラムを創設し、その受講や内容理解を在留審査での考慮要素とすることを検討することとしている。また、「受入機関が果たすべき役割を一層明確にする方策を検討する」としており、つまり、それらの受講費用などは受入機関が負担するような形が考えられているのだろう。



⑦ 在留許可手数料・査証手数料の見直し 【Ⅱ-第1-1-(5)】

2026年中に在留許可手数料の見直し、査証手数料の見直しを行うこととしている。現在、在留期間変更許可、更新許可の手数料は、窓口申請6千円（2025年4月に4千円から6千円へ値上げされた）、オンライン申請5千5百円だが、2026年度には4万円程度に引上げる検討がされていると報道されている¹。

⑧ 医療費不払への対応【Ⅱ-第1-2-(2)】

医療費不払のある外国人の情報を共有するシステムの基準額引き下げ（2026年）中長期在留者の在留審査においても活用する（2027年）。2021年より20万円以上の医療費不払いのある外国人の再入国は厳格に審査されることとなっているが、この金額を1万円以上に引き下げることが検討されている。

⑨ 租税条約の見直し【同上】

外国人留学生等の給与の免税規定を有する条約の改正を働きかけ、適切に見直す。

現在、中国からの留学生については日中租税協定第21条により、給与等の支払者を經由して「租税条約に関する届出書」を所轄税務署長に提出することで、免税措置が受けられることになっている²。今後の課題として「適切に見直す」方針が出されている。

⑩ 外国人留学生に対する支援に係る 運用の適正化【Ⅱ-第1-2-(4)】

日本人の博士後期課程への進学を支援する事業（次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING））における事業目的に照らし外国人留学生への生活費相当額の支援は行わない見直し。

外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表、在籍管理の適正性も注視した上での経営に課題を抱える大学等への指導強化。

⑪ 公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居【同上】

地方ばかりでなく東京周辺でも、公営住宅・UR賃貸住宅に入居している留学生もいることから、当項目も取り上げることとした。「公営住宅・UR賃貸住宅等について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査を実施（2026年）。」「新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討。問題点として、外国人の入居実態について把握していない事業者があり、外国人入居者に緊急事態が発生した際に、国籍がわからないこと等により、迅速な対応が困難であること」が挙げられている。

⑫ IIIライフステージ・ライフサイクルにおける留学生支援【III】

IIIライフステージ・ライフサイクルに応じた支援では「公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っている。」としており、UR賃貸住宅についても「外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務

所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進」と記載されている。上述との記述のギャップ（矛盾）については、⑪では2025年以降の規制強化の方向性を、⑫IIIライフステージ・ライフサイクルでは以前の「秩序ある」が入らない「外国人受入れ・共生のための総合的対応策」のポジティブな方向性を引き継いでいるものと考えられる。

⑬ 留学生の就職等の支援【III-4-(3)】

同じくIIIライフステージ・ライフサイクルに応じた支援では、これまで実施されてきた留学生に対する以下の支援が列挙されている。

- ・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」 経済産業省
- ・大学と労働局（ハローワーク）の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化
- ・留学早期の就活セミナーから、インターンシップ、就職活動期の個別相談、就職面接会等に至るまでの外国人留学生に対する一貫した就職支援 厚生労働省
- ・日本の食文化海外普及人材育成事業 調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生在国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度 農林水産省
- ・「外国人起業活動促進事業」「特定活動46号」 法務省、経済産業省
- ・「留学生就職促進教育プログラム認定制度」奨学金の優先配分等 文部科学省
- ・外国人留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付け 厚生労働省



- ・日本貿易振興機構（JETRO）や経済団体、地方公共団体等から構成される「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」において、外国人留学生の当該地域内日本企業等への就職・定着を支援している。経済産業省
- ・専門学校への就職支援「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」文部科学省
- ・機微技術流出防止の重要性による留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化 法務省等関係省庁
- ・「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」厚生労働省



以上見てきたように、「総合対応策」は入国・在留管理の厳格化や制度運用の適正化を進める一方で、日本語教育の充実や就職支援など、外国人が日本社会で生活し、活躍するための環境整備も併せて掲げている。外国人留学生にとっ

ては、生活やアルバイト、社会保障、税制など、これまで以上に制度理解と適切な行動が求められることになるだろう。同時に、教育機関や受入機関にとっても、留学生への説明や生活支援、在籍管理の役割は一層重要になる。

今後、この「秩序」と「共生」という二つの理念が、現場に過度な負担を生む規制として現れるのか、それとも留学生在が安心して学び、社会に参加できる環境づくりにつながるのか。その実際の姿は、今後の制度運用と教育現場の対応の中で明らかになっていくことになるだろう。

-
1. 読売新聞（2025/11/20）外国人の在留手続き手数料、欧米並みに値上げへ
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20251120-OYT1T50140/>
 2. 国税庁 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/06/62.htm>